九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

加藤清正信仰と土木工事

花岡, 興史
九州大学大学院比較社会文化研究院

https://hdl.handle.net/2324/4771856

出版情報：菊陽町文化財調査報告. 6, pp.192-200, 2016-03. 菊陽町教育委員会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

第５節　加藤清正信仰と土木工事

花　岡　興　史

１．はじめに

ある時点から、一人の人物が、神などとして崇められ信仰の対象となることがある。肥後熊本では加藤清正は、「清正公（せいしょうこう・せいしょこ）さん」と二重敬語で呼ばれるほど、現在まで敬愛されている人物である。清正信仰（きよまさしんこう）は、慶長16年（1611）に病死して200年後、つまり文化７年（1810）に本妙寺本堂再興成就にともない開催された「二百回遠忌」の頃に流行の兆しを見せるといわれている。

この清正信仰は、18世紀に享保の飢饉をはじめとし、天明の飢饉・島原大変・辰の年の大洪水など災害が領内で相次いで起こり、庶民の中に現世利益を求める声が大きくなったこととおそらく無関係ではない。

領民に周知されている清正は、領主として熊本城を本城に、また南関・阿蘇・矢部・宇土・八代・芦北・水俣の七つの端城（支城）を築城もしくは改築した。一方、灌漑・治水工事としては城下町の建設や、菊池川下流の改修、白川中流域の瀬田下井手・馬場楠井手の掘削をおこなったとされている。

また、慶長５年、関ヶ原の戦い以降に肥後国の大部分を占める領主となってからは、小西行長領であったとされる（註１）緑川中流の鵜ノ瀬堰や球磨川下流の遙拝堰（ようはいぜき）の普請を行い、さらに新田開発により耕地の拡大を図ったといわれている。このような伝承が人口に膾炙され「清正公信仰（せいしょうこうしんこう）」へと繋がったと考えられる。

実際に肥後の石高は、もともと国衆一揆直後の天正16年（1588）に、豊臣秀吉の上使衆がおこなった検地（太閤検地）に基づき「肥後国郷帳」に記された54万石が、慶長13年の検地では現高75万石となり、実に40％程度の伸びを見せている。この石高の伸びは、清正の治政の時期である。

清正の「肥後一国統治」は、慶長５年から同16年までの僅か12年間で、入国から数えても24年間しかない。しかし、清正は、その間に朝鮮出兵などの中断がありながらも多くの事業を行っており、一般に近世熊本の基礎を確立したと理解されてもごく自然なことである。

清正信仰は、白川・緑川・菊池川などの治水工事が行われ、それによりもたらされた水田に安定した収穫を確保させた伝承から地域に根付いている。このことが地域の「清正公信仰」の基礎となっている。

ただ、一般に清正は河川改修をおこなった「土木の神様」と認識されているが、実際にそうであるのかは不明である。たとえば、東京大学史料編纂所がおこなった調査（註２）によれば、誕生の永禄５年（1562）から没年の慶長16年までの清正発給文書は613通あり、その他の関連文書を入れても800通余りであるが、築城を除けば土木事業に触れたものは皆無であるという。

そこで、本稿では、清正信仰の淵源を求めながら、併せて清正の土木工事、特に河川改修に注目し、その内容を検証するものである。

２．「清正公信仰」の淵源

（１）加藤清正信仰とその具現化

前述のように清正信仰は、清正の二百回遠忌頃に流行するようなる。これについて、文政８年（1825）、藩主細川斉樹に近習した大竹定能（150石）の記録（註３）によれば、「度々本妙寺江被遊御出候、（中略）近世ニ至候而者、「清正公信仰」之者、追日而甚敷数々之儀倖を祈願仕、改宗仕候者茂多有之由ニ御座候」とあり、藩主が度々本妙寺に参詣に訪れており、近年では清正信仰が流行し

改宗する者まで多くいるということがわかる。

二百回遠忌以前にも、清正信仰の兆しを窺える史料としては、本妙寺第14世の日證の記録である「発星山之記」（註４）が注目できる。内容は、享保年間（1716～1736）ころより清正の廟所に通夜祈願をするものが多くなってきたと記されている。これについて池上尊義氏は「享保一九年現在において清正公信仰は確立しており、清正公参詣ということが社会的にも定着している」（註５）と述べている。

これらのことから、清正信仰は、享保期ごろからその兆しをみせており、その背景には同時期に九州への日蓮教団の伸展があったことが考えられる（註６）。

清正信仰が具現化したもので比較的早いものは、甲佐町にある岩鼻神社であろう。岩鼻神社は、現在の甲佐高等学校の東に位置する長楽山の岩鼻に建立されている。この長楽山について『甲佐町史』（註７）には、「清正公緑川改修の時、この山頂より改修の構想を練られ、又、この山頂より工事の模様を、日毎御覧になった縁りの地であります。後に人達はこの長楽山を清正公山（せいしょこさん）（ルビは著者による）と呼ぶようになりました」とあり、その伝承を伝えている。また、観音堂については、清正の十三年忌にあたる寛永元年（1624）６月、菩提を弔うために元々山頂にあったものを移設して、観音大師を勧進したと言われている。

岩鼻神社内に文政７年（1824）銘のある八角塔がある。その碑文により殿堂が老朽化にともない再建したことが理解できる。この年は、甲佐手永惣庄屋木原寿八郎（註８）により新井手開鑿が竣工し、土木治水事業が注目されている時期でもある。また、民力により支えられている土木事業が安定を迎えていた時期とも重なる。このような中で、清正信仰の気運が高まり殿堂が再建されたであろうことは、想像に難くない。

八角塔の碑文は、『甲佐町史』に掲載されているが、初期段階での清正信仰を理解する上で貴重なものであるのでここに再掲載し内容を見ていくことにする。

神君驍勇威武、高麗人今至猶鬼将軍来曰、天下之徧知也、在昔神君鵜瀬築時、田上成重、若冠膂力絶倫、此役与功有神君沢愛之呼鬼丸、為今迄人称地名、為神君繋馬之松、今尚庭内判然、亦且珠盃二賜、子孫尚尚之伝、成重父氏里、自四菩薩号観音大師之堂建、永安置年経之久、宇頽壁壊今玆、郷土之人之修理、神君尊祭有志徒心合材運、渡辺正直・渡辺持旦夕不怠経営力労、五月工起六月堂成、亦唯神君之徳輝之照所哉、不俟正栄因石記勤銘作七世廟銘、以徳萬来之長観可以政臥龍為奮虎為観可難哉、功業栄名不抜維堂、崇々維宇、清々甲嶽・鬱々緑川・湯々徳経沢、経萬世彊無

文政七年夏六月

渡辺正栄　再拝　識

頓首（句読点を追加）

写真４－11　岩鼻神社の八角塔

これによれば、清正が鵜ノ瀬を築く時、元服前の田上成重（監物：後に次郎右衛門）は若年であったが、役に功があって鬼丸と呼ばれ、その名が地名として現在に伝わっていること。清正が馬を繋いだ松が今も庭に残っていること。珠盃を賜り今も伝わっていること。成重の父は氏里とい（註９）、自ら四菩薩と号して観音大師堂を建立したこ

と。この大師堂が経年により堂宇の壁が崩れたことにより、有志等が材を運び、渡辺正直・渡辺持が朝夕粉骨し５月着工し６月には竣工したことなどが理解できる。

幼年であった成重が、清正から鬼丸と呼ばれていたエピソードは、後の天保３年（1832）、鹿子木量平（かのこぎりょうへい）により著された「藤公遺業記」（註10）にもあり、量平はこの碑文を参考にした可能性が高い。

ちなみに、成重の父氏里（吉氏）は、阿蘇家の庶流で、益城郡に領地を持ち在住していたという。また成重は、阿蘇家に仕えた後浪人をしていたが、細川氏入国の翌年の寛永10年（1633）５月、益城郡横田組（後の甲佐手永）惣庄屋を仰せ付けられている。

つまり、甲佐地区は、鹿子木量平による清正顕彰作業の以前から、それを行っていたことがこの碑文により理解できる。

なおこの清正信仰は、前述した二百回遠忌にあたる文化７年（1810）に最盛期を迎え、現在本妙寺の最大の行事である「頓写会（とんしゃえ）」もこの頃本格的に始まったといわれている（註11）。また、清正を崇拝した鹿子木量平は、七百町新地に貝洲（かいず）加藤神社を勧進し、藩命により著した「藤公遺業記」をはじめとして、「勝国治水遺」「清正公事蹟集録」「水理考」など現在まで伝わる遺業記を多く残して、神君として清正を顕彰している。

量平は、「自己の事業の完成は、偏に清正公の恩徳である」と著しており、清正を顕彰することはもちろんであったが、惣庄屋としておこなった自らの土木治水事業の権威を高めることも意図していたのであろう。このように大規模な土木事業を行う時に、自身の権威付けのために清正の名を利用しそれが信仰に繋がったと考えた方が自然である。

甲佐岩鼻神社にある文政７年銘のある八角塔は、清正信仰が鹿子木量平の顕彰以前に各地に伝播していたことを示しているとも言える。

（２）清正信仰の萌芽

もともと、加藤家は寛永９年に改易された背景もあり、幕藩関係においては公に顕彰し辛い存在であった。この年の12月、肥後に入国した細川忠利は、翌年９月朔日に本妙寺に対して寺領300石を寄進して（註12）遙拝している。これは、政治的にみれば入国直後の領民への懐柔政策ともとれるが、領民にとっては清正に対する再評価にも繋がっている。

では、清正信仰はどのように市井に受容されてきたのかを検証したい。清正信仰がいつの段階で成立したかは明確ではない。しかし、比較的早い段階で清正信仰の萌芽がみられるのは、徳川吉宗による清正の顕彰であろう。

加藤清正一代の事業を記した「清正記」（註13）の奥書には、「此清正記三巻、将軍吉宗公、可有御覧之旨、肥後本妙寺本寺本国寺へ、以浅草幸龍寺へ可申遣之由、享保十六年六月十三日申来る、因茲、従本国寺本妙寺へ申遣し、同年七月、従肥後細川越中守殿江戸へ被差上　将軍家御覧の後、明年享保十七年春、本妙寺へ御返弁也、肥後本妙寺宿坊本国寺塔頭　勧持院日遥在判（常用漢字を使用し、句読点は著者による）」とある。

これによれば、将軍吉宗が「清正記」の閲覧を希望し、享保16年（1731）６月13日に幕府の祈祷寺である浅草の幸龍寺（註14）から京都本国寺に伝えられ、さらに本国寺が熊本本妙寺に通達していることが理解できる。その後、７月に熊本藩主細川宣紀の命により江戸にこの「清正記」が送られ、吉宗が閲覧し、翌年春に本妙寺へ返還されている。

では、何故「清正記」を吉宗が閲覧したのであろうか。実は清正の女である瑤林院（八十姫）が、

紀州徳川家の初代徳川頼宣の正室として嫁いでおり、吉宗はこの頼宣の孫の系譜である。よって吉宗は清正からみれば曾孫にあたる。ただ、頼宣の嗣子で吉宗の父にあたる光貞は側室の子なので、実際に血縁はないのであるが、系譜的には清正の曾孫となるのである。

この吉宗閲覧のきっかけとなったと考えられる事柄が『徳川実記』（註15）の享保15年（1730）10月の項に次の様に掲載されている。

去九月書院番阿部四郎五郎政恒が家に。加藤肥後守清正が書せし題目の旗。ならびに伽羅、肥後守忠広が蔵せし虎頭を伝ふるよしきこしめし及ばれ。御側有馬兵庫頭氏倫して。御覧に備ふべき旨仰下され。政恒さゝげ奉りしに、伽羅八種のうち鷓鴣斑をとゞめられ。其余のしなはかへし下され。政恒に金十枚をたまふ。

これによれば、吉宗が、書院番であった阿部政恒の居宅に清正が書かせた題目旗や虎の頭蓋骨（註16）・伽羅、またその嗣子忠広の所有していた虎頭が伝来していると耳にして、御側衆の有馬氏倫をとおして閲覧したいとの旨を伝えている。その後、吉宗は伽羅8種のうち鷓鴣斑を所望し、他の品は返却して政恒に金十枚を下賜している。

他にもこの内容について、阿部氏の家譜（註17）にも「享保十五年十月八日有徳院殿（吉宗）の仰により、父正重が妻の実父加藤肥後守忠広よりゆづりうけし題目の旗六流及ひ虎の頭二伽羅八種を台覧に備へし処、鷓鴣斑といへる伽羅をとゞめたまひ、黄金十枚をたまふ」とある。

つまり、旗本である阿部氏は、忠広の女である獻珠院（亀姫）、つまり清正の孫の嫁ぎ先で、さらに獻珠院は瑤林院にしばらく引き取られた経緯もあり、吉宗にとって近い存在であった。清正・忠広の遺品や文書類は、加藤家改易後に転々と所蔵者が代わり最終的には阿部家に落ち着いている。

これらの内容から、実際に吉宗が曾祖父にあたる清正を意識して、その遺品や「清正記」に実際に触れていることは事実であると考えられる。

また、吉宗の閲覧は、少なくとも幕閣関係者、幸龍寺・本国寺・本妙寺の日蓮宗大寺院、肥後藩主細川宣紀は存知しており、関係者をとおして吉宗の行動が人々に膾炙されたと理解できる。特に、前述の「発星山之記」が著すように、享保期ごろから全国的にブームとなる「清正公信仰」に期待を寄せる日蓮宗系の寺院は歓喜してこの内容を喧伝し、全国の日蓮宗寺院を通じて檀家にも情報が出回ったと推測できる。

この吉宗の行動は、幕府の認識に対し変化をもたらしている。文化６年（1809）に着手され嘉永２年（1849）完成した「台徳院殿（秀忠）御実記」（註18）には、慶長16年（1611）３月の豊臣秀頼と徳川家康の二条城会見の項に「清正は秀頼公を供奉して。二條の城に参り。秀頼公の側をはなれず。此日清正にも御刀下されしかば。これをいたゞきながら虚空に目をくばり。愛宕山の方をにらみたり。また大坂に帰城ありしかば暇給はり我家に帰り。懐より短剣とり出し。さやより抜てをしいたゞき。しきりに泪ながしつゝ。我今日にて太閤の御恩むくいおわりぬとひとりごちたりといへり」と清正の記載があり、豊臣恩顧の大名として決死の覚悟で秀頼を警護した様子が窺える。

ただ、史実では、この時清正は浅野幸長と共に清正の女である八十姫（のち瑤林院）と婚約をしていた家康の子息徳川頼宣に御供しており（註19）「実記」が著す内容とは異なる。

しかし、「実記」の編纂段階で、清正が豊臣家の忠臣であると描写されていることは重要で、これには前述した吉宗の行動が関わっていることは十分あり得ることである。

３．加藤清正の土木工事

（１）清正の河川改修

清正期の河川改修は明確ではない。同様に白川から開鑿された井手で、菊陽町に存在する「鼻ぐり井手」についても同様である。鹿子木量平による「勝国治水遺」（註20）には「鼻ぐり井手」は次のようにある。

御先代、白川筋益城郡沼山津手永馬場楠村懸の川に、大なる堰を居、屈強なる井手を掘、詫麻・益城・合志の田水に備へ置る、其御仕法左の如し。

一　石堰一箇所　長六十三間　馬場楠村
一　井手筋　九百拾間　磧所（井）手口より鼻操迄
一　同　　弐百拾五間　山中を掘抜に成候底厳石掘抜に相成候所之間数
　此鼻操八拾程
　　内　弐拾八　　当時迄有来候分
　　五拾弐　　先年打欠申候分
（以下略）

これによれば、大変な難工事を行い「鼻ぐり井手」を普請した。しかし、もともと80程あったが52打ち欠いて、現存するものは28であるという。さらに打ち欠いた理由について、「しかるに、其水理の意を知らざる役人、其井手筋を見聞之時鼻操の橋五十余打欠きたり」とその効果を知らない役人が打ち欠いたとしている。

しかし「勝国治水遺」は、前述したように量平が清正を顕彰するために書いたもので、同時代のものでは無いため、「鼻ぐり井手」は清正による普請なのか確定し得ない。

では、次に清正期に白川の河川改修があったのかを検証する。

（２）熊本城の変遷からみる白川の河川改修

富田紘一氏は、慶長10年頃作成と比定される「肥後慶長国絵図」（註21　以下「国絵図）に描かれた熊本城付近の白川の流路が現在と異なり大きく蛇行していることを発見している。それは、現在、飽田郡と託麻郡の境界において、白川を挟んで右岸に位置する飽田郡の中に、花畑町・桜町から山崎町など託麻郡に属している地域があるという疑問からであった。この絵図が作成された頃の白川の流れは、現在の代継橋あたりから旧追廻田畑の窪地を大きく北に蛇行しており、現在の熊本市役所あたりで、坪井川を合わせて、そこから、西に大きくカーブし熊本城の基となった茶臼山の裾をえぐるように流れていたとしている（註22）。

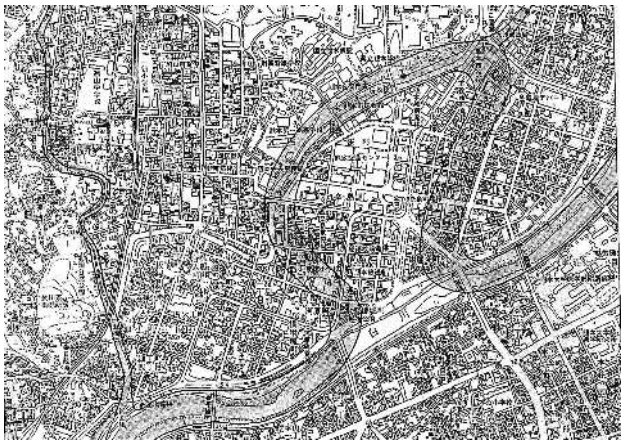
図４－７　「肥後国慶長国絵図」より復元した白川の蛇行（富田紘一氏による）

この説などから富田氏は、熊本城の変遷を６期に分類している。

則ち、Ⅰ期を慶長４年の一年間、Ⅱ期が同５年の一年間、Ⅲ期が同６年前半期、Ⅳ期が同６年後半

から12年までの6年間、Ⅴ期が慶長末から寛永初期の15年間、Ⅵ期が寛永９年12月の細川氏の入国以降であると、それぞれ定義している。

この中で、富田氏はⅤ期の時期に白川の直線化という河川改修が行われており、それは二代忠広の代であるという。つまり、清正期の河川改修の実体は不明であるが、少なくとも嗣子忠広期には行われていたことが推察できる。

次に、白川ではないが、加藤清正によって河川改修が行われていたと考えられる一例を示す（註23）。

（３）加藤氏時代の河川改修について

緑川水系の河口近くにある川尻地区は、中世には河尻と表記され、曹洞宗の開祖である道元が宋から帰国中に暴風に遭い漂着したといわれる河尻の津があった場所である。また加藤氏治世時には、その領国経営を支える産物の積み出し港であり、熊本平野の年貢米を収納する米倉（御蔵）も設置された。その後川尻町は、細川氏に引き継がれ、熊本・高瀬・高橋・八代の各町とともに五ケ町として繁栄した。

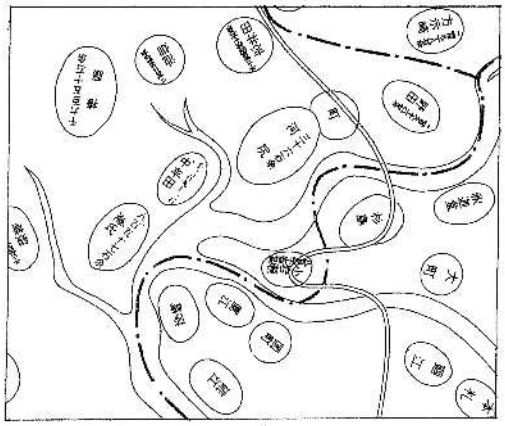

図４－８　「肥後国慶長国絵図」の川（河）尻部分の模式図（佐藤伸二氏による）

現在見られる川尻の船着き場は、江戸時代には緑川を杉島（現富合地区）で北に大きく湾曲した場所に位置していた。その後、大正末から昭和初期にかけて緑川から加勢川水流に付け替えられ、現在までこの流れに属している。川尻船着き場は、緑川水系の中で五期の変遷がある。

清正入国以前の川尻町（河尻）の様相は不明であるが、慶長10年（1605）ごろに作成された「国絵図」をみてみると、清正により緑川の改修は行われつつあり、杉島と小岩瀬（現富合地区）の北を流れている。しかし、当時飽田郡と益城郡の境界は小岩瀬の南にあり、小岩瀬は飽田郡なのである。一般に郡境は、河川により引かれることが多いので、この郡境を河川とみるならば、中世緑川の復元が一応可能となる。この時期を第Ⅰ期と考える。

第Ⅱ期の緑川水流は、「国絵図」に記されたものであるが、「河尻」が緑川から離れた位置に表現されており、港としては認識し辛い。また、現在川尻対岸の杉島にある観音寺は、明徳２年（1391）の「極楽寺文書」（註24）によれば「河尻　観音寺」とあり、緑川の右岸にあったことがわかる。このことから、現在みることができる船着き場は、「国絵図」の段階では存在していない。

第Ⅲ期の緑川水流は、現在ある船着き場が造成されたころであると推測できる。史料は無いが、国土交通省を中心に行われた発掘調査により、加藤氏治世時のものと思われる「木簡」が出土した。この資料は、現在の船着き場が、加藤氏治世末期から細川氏入国直後の寛永期（1630）ごろには完成していたことを語っている。詳しくは後述する。

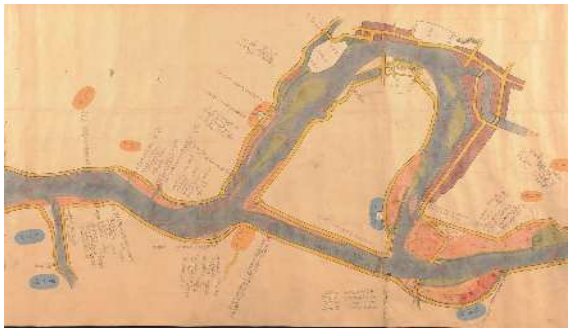

図４－９　「緑川絵図」の川尻部分

第Ⅳ期は、緑川の最初の湾曲部である杉島のところに、直流するように新川を開削し、小岩瀬で再び緑川に合流させた時期である。この時期は清正治世の慶長８年（1603）と言われているが、慶長10年ごろの「国絵図」にはこの新川は表現されておらず、

第Ⅲ期の後で開削されたと考えた方が自然である。

第Ⅴ期は、前述の大正末から昭和初期にかけての加勢川の取り替え時期である。

以上の五期の中で、特に第Ⅰ期の仮説が首肯できれば、緑川の河川改修は慶長10年（1605）以前となり、清正期の河川改修であることが確実となる。

（註：川尻の船着き場の時期の第Ⅰ期と第Ⅱ期については、佐藤伸二氏のご教示による）

（４）川尻地区にみる加藤氏時代の船着き場

ここでは、さらに清正期の河川改修の可能性について追究したい。

近年、緑川の舟運の終着地である川尻船着き場で、非常に重要な発見があった。この船着き場の構築年代などに関係すると思われる木簡が出土していることから、内容を詳述する。

川尻船着き場は、近世期に構築された階段状の石積み護岸が、約140ｍにわたり現存している。既に述べたようにここは、熊本藩の年貢米の集積地であるとともに、軍港としても栄えていた。ちなみに、寛永14年（1637）に起こった「天草・島原の乱」の時もここから出陣している。

この地点を国土交通省は、護岸工事の必要性から、平成６年度より発掘調査を行ってきた。発掘調査の結果をみてみると、船着き場石段が構築される初期段階の地層から採集される遺物は、16世紀後半から17世紀前半にみられる中国青磁などが出土し、それ以後の時代のものはみることができなかった。

また、河床部に残る石段の基礎部は、上部の石段と比して、材質や石を割る矢穴の加工痕が明らかに異なっており、17世紀前後の構築とみられていた。このことから、初期段階の川尻船着き場石段の構築は、加藤清正もしくは嗣子忠広代であると以前から推定されていた。

しかし、今回の木簡の出土により、この推定がかなり現実的なものになったといえる。

この出土木簡は、長さ14㎝・幅２㎝で、上部には、左右対称に切れ込みがあり、紐を掛けて使用していた痕跡がある。また、下部は三角形状に細く削られており、何かに刺して使用していたのであろう。

写真４－12　川尻船着き場より出土した木簡

表面を観察すると表裏に墨書があり、次のように書かれていた。

（第一面）「矢部之内柚□（木カ）組」・（第二面）「一　米三斗入」

第１面にある「矢部」とは、現在の上益城郡山都町矢部のことで、同地区にある柚木（カ）地区を指していると考えられる。特に気になるのは、最後の「組」という文字で、加藤氏治世の行政区画「郷組制」を示している可能性が高い。

この「組」は百五十程あったといわれているが、後の領主細川氏に解体され寛永12年（1635）頃手永制に移行された。

第二面に「米三斗入」とあることから、米が三斗入った物につけられた荷札であることが判る。三斗とは一俵のことで、一般に一俵は三斗五升であるが、山間では運搬を考慮して三斗となっていた。

以上の事から、この木簡使用の時期は、元々小西行長領であった矢部郡が、関ヶ原の戦い後、加藤領になった慶長５年から、細川氏の行政区画手永制が施行された寛永12年頃までに推測することがで

きる。地域が山間の矢部であることから、一俵を三斗入としていることも納得できる。

つまり、少なくともこの木簡が意味することは、「加藤期ごろに米一俵が、矢部より緑川水運を利用され川尻まで運ばれている」ということになる。

今回の木簡の出土により、川尻船着き場の初期段階の構築時期が清正・忠広期であることを蓋然的に認めることができる。

この出土箇所が石段の最下層であることから、基礎構築時期は慶長５年（1600）から寛永12年（1635）頃までに比定され、江戸時代の緑川水運は、ほぼ加藤氏の治政期には完成していたのである。

以上の事から、「国絵図」に描写された緑川の流路は清正期に改修されており、その後川尻船着場が改修された。船着き場の改修時期は明確ではないが、発掘調査によってもたらされた遺物により新たな見解が示されるものと期待したい。

４．おわりに

「土木の神様」と一般的に認識されている加藤清正は、「清正公信仰」と密接に結びつき多くの伝承を生み出している。しかし、本論で述べたように清正信仰の萌芽は、系譜上清正の曾孫にあたる将軍徳川吉宗の再検証により一般化したと認められる。

清正信仰は、徳川幕府の実質的な承認を得たことで加速し、日蓮教団の喧伝もあって市井に深く浸透した。その顕著な例が、鹿子木量平により作成された、「藤公遺業記」をはじめとした数々の清正顕彰の著作である。ただし、量平より先に各地域で治水工事の円滑化と権威付けのために、清正の偉業として顕彰されていたことは指摘しておきたい。

また、多くの編纂書により清正の事業と認識されている河川改修工事を、同時代の一次史料により坦懐に見直した。現段階で、清正期の河川改修であると十分推測できるものが緑川下流の川尻地区であった。

そのほか、清正期の普請であると確証を得ることは出来ないが、少なくとも清正の嗣子忠広期の可能性、則ち加藤氏の治政の段階であると推測できるものが、熊本城付近の白川の付け替えと、緑川船着き場の石段の構築である。

河川改修や菊陽町の「鼻ぐり井手」をはじめとする清正普請伝承は、事実であると安易には認められないが、積極的に否定することも困難であるということを強調したい。

他にも、寛永９年、加藤氏改易の後に入国した細川忠利が、翌年国内を巡検した感想を嗣子光尚に宛てた書状に「ことし来年つゝしミ申候ハゝ、我々ハかねもちニなり可申候」（註25）としている。つまり、忠利は、今年来年を慎んでいれば金持ちになると実感しているのである。この書状から、加藤氏治政の頃に河川改修をはじめとした領内のインフラ整備が、ある程度すすんで、それによってもたらされた平野部は、安定した生産物を供給していることを想定できる。よって忠利はそれを巡検により実見し「金持ちになる」と表現したのである。

これらについて、「はじめに」で述べたように天正16年（1588）に行われた太閤検地に基づく「肥後国郷帳」にある石高の総計54万石が、慶長13年の検地では現高75万石となり、実に40％程度の伸びを見せていることは注目できる。慶長13年は清正の存命時期であり、この数字をさらに検証することにより、河川改修を含む新たな清正期の普請事業を見直さなければならない。

※本稿を作成するにあたり、東京大学史料編纂所共同利用・協同研究拠点一般共同研究「加藤清正関係文書の基礎的研究」の研究代表者である大浪和弥氏にご教示を受けた。

註

1　行長の領地については、一次史料がなく明確ではない。例えば益城郡は、一般的に行長領だったと考えられているが、天正18年（1590）に清正が家臣に対して知行を与えている。このことから益城郡の全ては行長領ではなかったといえる（花岡興史著『新甲佐町史』近世編（2013）。
2　大浪和弥・鳥津亮二・山田貴司・金子拓編『加藤清正文書目録』東京大学史料編纂所研究成果報告2014
3　永青文庫蔵「大竹定能上書」12
4　本妙寺蔵
5　池上尊義「法華仏教と庶民信仰」『近世法華仏教の展開』1978
6　田中青樹「民衆の信仰としての清正公信仰」『シリーズ・織豊大名の研究２　加藤清正』2014
7　『甲佐町史』1966
8　木原寿八郎は、甲佐手永惣庄屋の着任前に緑川上流の矢部手永で塘方助役となり、緑川を中心とした堤防管理を行っている。土木工事の実績を清正信仰に重ねている一例である。
9　永青文庫先祖帳によれば田上伊豆吉氏とあり
10　『肥後文献叢書』第二巻
11　『新熊本市史　通史編　第三巻　近世Ⅰ』熊本市　2001
12　寛永十年九月朔日、細川忠利寄進状、本妙寺蔵。
13　正保から慶安期（1644～1652）に成立したもので、加藤美作・古橋又助・下川兵太夫・古橋清助などが書いていた記録を、加藤家譜代の「被官」と称する清助の子である左衛門又玄が編集したものである。『肥後文献叢書』第二巻に集録。
14　関東大震災後世田谷に移転。
15　「有徳院殿御実記」『徳川実記』第八篇。
16　徳川美術館所蔵品に比定されている。
17　「寛政重修諸家譜」640
18　『徳川実記』第一篇
19　慶長16年３月28日、松井宛細川忠興書状、松井文庫蔵。
20　中野嘉太郎著『加藤清正伝』に所収。
21　永青文庫蔵
22　この説について富田氏は多くの著書があるが、今回は比較的に新しい『定本　熊本城』（富田紘一監修、2008）を参照した。
23　花岡興史著『新甲佐町史』緑川編（2013）を加筆修正し掲載した。
24　『広島県史中世資料編Ⅴ』
25　寛永10年２月５日細川忠利書状、光尚宛（『大日本近世史料　細川家史料』13－1092）。

菊陽町文化財調査報告　第６集

馬場楠井手の鼻ぐり

発行日　2016年３月

発　行　菊陽町教育委員会
〒８６９－１１９２　熊本県菊池郡菊陽町大字久保田２８００番地
ＴＥＬ　０９６－２３２－２１１１

印　刷　（有）あすなろ印刷
〒８６０－０８２１　熊本県熊本市中央区本山３丁目３番１－４０８
ＴＥＬ　０９６－３３５－８８８０